8　事務の区分

㈠　この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすることとした。（第一一条第一項関係）

㈡　この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とすることとした。（第一一条第二項関係）

9　施行期日

この法律は、公布の日から起算して五日を経過した日から施行することとした。

◇特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（政令第一七五号）（総務省）

1　特例郵便等投票の手続及び方法

㈠　特定患者等選挙人（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項に規定する特定患者等選挙人をいう。㈡及び㈢において同じ。）は、請求の時において同条第二項に規定する外出自粛要請等期間が同項に規定する選挙期間にかかると見込まれるときは、当該選挙の期日前四日までに、その登録されている選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、当該特定患者等選挙人が署名（点字によるものを除く。以下㈠において同じ。）をした文書により、かつ、法第二条第一号に規定する外出自粛要請又は同条第二号に規定する隔離・停留の措置に係る書面を提示して（法第三条第二項ただし書の規定の適用がある場合にあっては、当該特定患者等選挙人が署名をした文書により）、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができることとした。（第一条第一項関係）

㈡　次に掲げる特定患者等選挙人が㈠による請求をする場合（⑴に掲げる者にあっては都道府県の議会の議員又は長の選挙において当該請求をする場合に、⑶に掲げる者にあっては衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において当該請求をする場合に、⑷に掲げる者にあっては衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該請求をする場合に限る。）には、㈠の選挙管理委員会の委員長に、それぞれ次に定める措置をとらなければならないこととした。（第一条第二項関係）

⑴　公職選挙法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員又は長の選挙の選挙権を有する特定患者等選挙人　引続居住証明書類の提示又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請

⑵　選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員である特定患者等選挙人　当該選挙人名簿登録証明書の提示

⑶　南極選挙人証の交付を受けている特定患者等選挙人　当該南極選挙人証の提示

⑷　在外選挙人証の交付を受けている特定患者等選挙人（当該特定患者等選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので公職選挙法施行令第六五条の二に規定する者を除く。）　当該在外選挙人証の提示

㈢　市町村の選挙管理委員会の委員長は、㈠による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、㈡の⑴に掲げる者にあっては、併せて、その者について、㈡⑴に係る部分に限る。）により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三〇条の一〇第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して、その請求をした選挙人が特定患者等選挙人に該当し、かつ、法第三条第二項本文に規定するときに該当すると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等（法第一条に規定する郵便等をいう。）をもって発送しなければならないこととした。この場合において、㈡⑴に係る部分を除く。）により選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票（法第三条第二項に規定する特例郵便等投票をいう。㈣及び2において同じ。）の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならないこととした。（第一条第三項関係）

㈣　特例郵便等投票について、公職選挙法施行令第五九条の五の規定を準用することとした。（第一条第四項関係）

2　公職選挙法施行令等の規定の適用

㈠　特例郵便等投票における公職選挙法施行令の規定の適用について、必要な読替規定を設けることとした。（第二条第一項関係）

㈡　最高裁判所裁判官国民審査法施行令第一三条本文の規定によりその例によることとされる特例郵便等投票における同条ただし書の規定の適用について、必要な読替規定を設けることとした。（第二条第二項関係）

3　施行期日

この政令は、法の施行の日から施行することとした。